

令和6年度第3回平塚市文化財保護委員会 会議録	
日 時 令和7年2月6日（木） 午前10時00分から午後0時00分まで	場 所 平塚市美術館 アトリエA室
出席者 11人 〔傍聴人 0人〕 委 員：近藤委員長、吉田（英）副委員長、吉田（鋼）委員、小川委員、薄井委員、丸島委員、山本委員 事務局：石川部長、石塚課長、中嶋課長代理、五十嵐主査 （事務局） 挨拶 （事務局） 資料確認 1 報告事項 （1）令和7年度の文化財保護事業について（資料1） 【公 開】 （近藤委員長） 報告事項（1）令和7年度の文化財保護事業について事務局より説明願いたい。 【資料1に基づき、事務局より説明】 （委員長） 令和7年度の文化財保護事業について説明があった。このことについて確認したいこと、質問、提案、提言はあるか。 （委員） 文化財保管施設について、老朽化のため移転するという報告があった。十分な保存施設を確保することはとても難しい。これまでも何度か言っているが、文化財の保存について法的根拠を整備すべき。有形文化財の登録制度を活用し、保護条例の中で位置付けて欲しい。文化財の登録制度や条例改正を行ってほしい。神奈川県は法改正に伴う制度の見直しが遅い。なぜ保存していかなければならないのか、議会や関係部局にも説明する際の拠り所となる。保護法上は、文化財を誰が認定するのか、はっきりしていない。法的根拠が理解されにくい状況がある。豊島区では、発掘された考古資料は登録文化財としている。埼玉県飯能市にあった区所有の土地に収蔵施設を作り保管している。これも相応の説得力があったからできたもの。文化行政の中で法をどのように使うかが必要。 （委員） 収蔵施設は、何かと複合になるのか。一か所に集約はできないのか。 （事務局）	

複合ではない。面積、財政面から埋蔵文化財のみとなる。上半期に改修、下半期に移転を計画している。

(副委員長)

指定文化財の名称について、統一されていない。「紙本／絹本」「名称」というように組み合わせで統一した方が良い。特に、平成6年に指定された「風外慧薫墨画・墨蹟」は、絵と書とが混在した指定名称となっており、誤解を招くことがある。

(委員)

指定は告示行為。名称を変更するのであればそれなりの根拠が必要。例えば、変更しないことで不利益を生ずるか否か、など。通称などをうまく使い、例えばインターネット上での表現の仕方、説明の仕方でもわかりやすくするといった形で良いのではないかな。

(委員長)

事務局で整理し、報告してもらいたい。この問題は絶えず俎上において、各委員とコミュニケーションをとりながら、調整してほしい。

(委員)

ある意味、過去につけられた名称も歴史という捉え方もあるだろう。

(委員)

以前は、仏像や建造物の調査など計画的に文化財調査を行っていた。市史編さんにおいて確認はされているが、その後の追跡は行っていない。これらの再調査も含め、文化財調査の計画などはあるのか。

(事務局)

悉皆調査が行われている中から、何を指定していくか、といった状況かと考える。そうした中で専門の先生方にも、この文化財のこの点が重要であるといった、指定に関わる御意見もいただきながら、進めていきたい。

(委員)

些細なことだが、指定文化財一覧の体裁で、考古資料のみが「Ⅱ」でなく「考古資料」の連続となっている。修正をしてもらいたい。

(事務局)

修正する。

(委員)

寺田縄日枝神社本殿の特別公開をしっかりとお願いしたい。

(2) 寺田縄日枝神社本殿の指定について 【公開】

(委員長)

報告事項(2)の寺田縄日枝神社本殿の指定について事務局より説明願いたい。

(事務局)

資料はない。御報告である。令和6年11月20日付けで指定となった。今後は、特別

公開に向け調整を進めていきたい。

(3) 平塚市内文化財の調査について(資料2) 【非公開】

2 審議事項

(1) 旧横浜ゴム平塚製造所記念館移築に係る保管部材について(資料3) 【非公開】

(2) 今後の文化財指定等について(資料4) 【非公開】

3 その他 【公開】

(委員長)

その他について、何かあるか。

(委員)

記念館の裏の工事は何か。あれは壊してしまうのか。

(事務局)

慰霊塔。老朽化に伴い安全面を考慮して解体。別の形にしていくという方針。

(事務局)

本日の課題は持ち帰って、改めてお示しする。

以 上